

令和4年度 第2回
「江東区障害者計画等推進協議会」
議事録

- 1 日 時 令和4年12月12日（月）午後1時30分～午後3時00分
- 2 場 所 江東区教育センター2階 第3研修室
- 3 出席者 高山 由美子 野木村 一郎 高橋 久子 中山 利恵子
会田 久雄 平松 謙一 橋本 実千代 宮崎 英則
伊東 直樹 高舘 麻貴 原田 博美 中村 幸江
中村 保夫 保田 雄司 伊藤 善彦 橋本 貴幸
長澤 祐介 松風 幸二 杉田 啓之 加藤 弘美

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

- 議事1 障害者実態調査結果（速報）について
- 議事2 基幹相談支援センター（素案）及び障害者福祉センター（素案）
について
- 議事3 障害者計画等の計画期間の見直しについて
- 議事4 その他

5 資料

- 資料1-1 障害者実態調査結果（速報）について
- 資料1-2 障害者実態調査票の修正点について
- 資料2-1 基幹相談支援センターについて
- 資料2-2 障害者福祉センターについて
- 資料3-1 障害者計画等の計画期間の見直しについて

資料3-2 第71回障害者政策委員会資料（地方分権改革に関する提案について）

参考1 協議会委員名簿、庁内委員・幹事会名簿

参考2 令和4年度第1回協議会意見シートで寄せられたご意見について

6 傍 聴 0名

7 会議内容

〔開 会〕 午後1時30分

【大江障害者施策課長】 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。まだログインされていない委員もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので始めさせていただきます。

ただいまより、令和4年度第2回江東区障害者計画等推進協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様、御出席いただきまして誠にありがとうございます。障害者施策課長の大江でございます。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、事務局を代表しまして、障害福祉部長、岩井より御挨拶を申し上げます。

【岩井障害福祉部長】 皆さん、こんにちは。障害福祉部長の岩井でございます。

本日はお忙しいところ、第2回障害者計画等推進協議会に御出席いただき、ありがとうございます。本協議会では、江東区の障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗管理を行っていただいておりますけれども、令和5年度に予定しております次期計画の策定に向けて、10月から11月にかけて障害者実態調査を実施したところでございます。本日は、調査結果の速報、及び障害者福祉センターと基幹相談支援センターの今後の在り方についても素案がまとまりましたので、委員の皆様にお示しをし、御意見をいただきたいと考えております。

本日御議論いただく課題は、どれも今後の江東区の施策を検討する上で重要なものとなります。本区の目指す共生社会の実現に向けて、委員の皆様には様々な立場

や視点から御意見をいただきたいと考えておりますので、ぜひとも御協力のほどよろしくお願いいいたします。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。資料1-1から資料3-2によって御説明を本日させていただきます。そのうち、資料1-1と資料2-1、それから資料2-2につきましては、Zoom参加の委員の皆様には、議事の説明の際に画面共有でお示しをさせていただきます。会場参加の委員の皆様には、机上配付してございます。

終了時刻と欠席委員の報告となります。本日は、終了予定時刻は午後3時を予定してございます。

進行により協力のご希望をいたします。

なお、本日の欠席につきましては、郷委員、葛西委員、鈴木委員より御欠席の連絡をいただいております。

次に、本日の会議方式について御説明いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインと一部の委員の皆様には会場参加のハイブリッド方式による開催とさせていただきます。オンライン参加の委員の皆様は、事務局で音声をミュートさせていただきますので、議事進行中発言される際には、Zoomの挙手ボタンでお知らせいただくか、実際に手を挙げてお知らせいただければと思います。会場参加の委員の皆様は、挙手でお知らせください。また、チャット機能は極力使わないようお願いいたします。何か補足、発言される際には、先ほど申し上げた挙手によって発言をされるようお願いいたします。また、会議の写真、動画等の撮影や録音は許可を必要としてございます。また、発言が聞き取れるよう、オンライン参加の委員の皆様におかれましては、参加時の周りの環境等に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この後、議事進行につきましては、高山会長をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいいたします。

2 議事

【高山会長】 ルーテル学院大学の高山です。どうぞよろしくお願いいいたします。

議事に入る前に、会議の公開について、事務局より御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 会議の公開につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン方式での一般傍聴として募集をしましたが、傍聴希望者はおりませんでした。また、本日は議事録作成のため録音をさせていただいております。恐れ入りますけれども、議事録作成の都合上、御発言の際にはお名前をおっしゃっていただくと助かります。また、議事録は、作成後、ホームページやこうとう情報ステーションで公開をする予定としております。

以上です。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。このほかに、今回このようにハイブリッドの方式で議事を進めてまいります、進行上の留意点等ありましたらお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 事務局です。先ほども申し上げましたけれども、事務局側で音声をミュートさせていただいておりますので、発言をされる際には、挙手ボタンまたは実際に挙手の上、会長から指名されましたら、ミュートを解除して発言をいただくようお願いいたします。また、発言が終わりましたら、ミュートに戻す設定も忘れずにお願いいたします。

以上になります。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。

それでは、議事に入ってまいりたいと思いますが、年末のお忙しい中、皆さんお集まりいただきましてありがとうございました。先ほど事務局から御案内ありましたとおり、本日3時終了を予定しておりますので、議事の運営にも御協力いただきたいと思います。また、御発言の際の挙手についても今御案内いただきましたが、私のほうでちょっとすぐに見つけられないことがあるかと思っておりますし、また、会場御参加の方もおられると思いますので、その辺りは事務局のほうでフォローをお願いいたします。挙手の合図がありましたら、事務局からお知らせいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議事（1）障害者実態調査結果（速報）について

【高山会長】 それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事の1つ目、障害者実態調査の結果、今回は速報という形になります。

事務局から御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、私のほうから御説明いたします。

まず、資料1-1につきましても、画面共有をいたしますので、お待ちください。

それでは、まず、資料1-1に基づいて御説明をいたします。8月3日に開催いたしました第1回の本協議会において、実態調査の調査項目案に多数の貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。その後、庁内で検討をし、高山会長と御相談の上、調査票を修正しまして、10月から11月にかけて実態調査を実施いたしました。正式な調査結果の報告は第3回の協議会で報告させていただきますが、今回は速報として調査結果を報告させていただきます。また、調査票に関し、前回いただいた御意見を調査票に反映した部分について、事後報告となりますけれども、併せて報告をさせていただきます。

それでは、資料1-1のまず1番、それから2番、3番は記載のとおりとなっております。4番の調査内容を御覧ください。おさらいになりますけれども、調査対象としては、障害者（児）本人、サービス提供事業所、それから障害者団体の3種類の調査を実施したところでございます。

5番の調査票配布・回収状況を御覧ください。障害者（児）本人への調査については、配布件数4,929件に対し回収件数は2,019件、回収率は41.0%となりました。前回と比べ5.7ポイントの減となっております。次に、サービス提供事業所については、配布件数212件に対し回収件数は136件、回収率は64.2%となりました。前回と比べ1.2ポイントの増となっております。

最後に、障害者団体につきましては、配布件数35件に対し回収件数は24件、回収率は68.6%となりました。前回と比べ10.8ポイントの減となっております。特に、障害者（児）本人を対象とした調査については、前回調査から50%を下回る回収率となり、今回はさらに減少する結果となっております。実態を把握する上では、より多くの方の回答いただきたいと思っただけに、残念な結果となりました。調査項目の多さやその難しさ、回答方法の多様化などの課題が出てくると思われそうですが、今回の調査の検証を行い、回収率向上の検討を次回に向けて行ってまいります。

また、資料にはないところですが、速報として今回実施した調査のうち、幸せ度を聞く集計結果の報告をいたします。

障害者（児）本人に対して行った調査項目の中で、今回新たな項目として、現在の程度幸せかを0点から10点満点までで丸をつけてもらったものです。まず、大人の障害者では平均6.15点。それを障害種別に見てみますと、知的障害が平均6.47点と最も高く、精神障害が平均5点と最も低くなっています。一方、子供の障害児では平均6.69点。障害種別に見ますと、難病が最も高く6.96点、精神障害が4.46点と、最も低くなっております。

なお、この幸せ度を聞く調査については、高齢者部門でも同様の調査を行っておりまして、高齢者部門の直近の調査結果では平均7.1点となっているところでございます。

この幸せ度につきましては、他の調査項目との相関関係などを分析するとともに、今後成果指標として経年で調査を続けて、その変化傾向を見ていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、資料1-2を御覧ください。調査票の修正についてでございます。

1点目ですけれども、印刷された調査票や点字調査票を読むことができない視覚障害者も回答できるよう、パソコンでの回答も可能にするなどの対応をとる御意見でございました。こちらにつきましては、パソコンでの入力による回答も可能とし、障害者、障害児、事業所、団体の調査票の中に、この調査票はマイクロソフトワードで作成されており、データへの入力も可能と記載をいたしまして、事務局まで御連絡をいただいた方にはメールでデータをお送りしたところでございます。実際に3名の方から御連絡をいただき、対応をしております。

2点目ですけれども、収入に関する設問についてでございます。個人の収入や世帯の収入に関する設問には回答しづらく、また、計画への反映方法が見えづらいため、内容や選択肢を精査してはとの御意見でございました。この設問は、障害のある方や世帯の経済的な状況を客観的に把握することを目的としてございましたが、そうした御意見を踏まえ、収入に関する設問は削除いたしました。その代わりに、6番、暮らしの設問の中に、現在の暮らし向き、家計の状況についてどう感じているかという設問がございますので、回答者の主観に基づいた回答とはなりますが、この設問で把握をしていきたいというふうに考えてございます。

続いて3点目ですけれども、文化芸術活動に関する設問について、鑑賞する意向を尋ねるものか、参加する意向を尋ねるものか判断に迷うとの御意見でございまし

た。こちらにつきましては、括弧書きで、参加したい、鑑賞したい、体験したいという文言を追記し、鑑賞と参加の両方が含まれることを分かりやすくいたしました。

4点目ですけれども、障害者施策の進捗に関する設問についてで、3年前と比較してという聞き方の意図が伝わらないという御意見でございました。現行の計画の期間が3年間であることから、3年前と比較している、そういった意味合いの設問でございましたが、委員御指摘のとおり、これだけでは回答される方に意図が伝わらないことから、設問の前段部分で、3年ごと計画策定や見直しをしていること、前は令和2年度に計画作成したこと、次期は令和5年度に計画策定を予定していることを説明する記載を追加いたしました。

以上で、議事1についての説明となります。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。それでは、議事の1、障害者実態調査の結果について、今回速報ということでしたけれども、今御報告いただいた内容につきまして、御質問等ございましたらお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

平松委員が挙手されていますか。お願いいたします。

【平松委員】 おあしす福社会の平松ですけれども、中間報告ということなんですけれども、今後のこのまとめ方に関してですが、今回の調査は外注されていますよね。外注自体は特にそれが問題だというわけではなくて、区のほうも大変お忙しいんで、そういう形で、アンケートの解析等々外注されるのは結構なんですけど、この間のヒアリングがありました。その前に、アンケートで、法人として、それから事業所として全て回答を出しておきましたが、それに基づいて、ヒアリングでさらにというふうになるのかなと思っておりましたら、その当日、外注の担当の方、区の方も同席はされていたけども、実際は外注されたところが全て進められていたんですけども、各アンケートについて、この項目については何番に丸をつけましたかとか、そういうことを一々聞かれると。それから、あとほかに何か御意見はということ聞かれると。それがアンケートで全て出しているはずなんですけどもというふうにお伺いしたんですけど、それはその場に持ってきていらっしゃっていないし、どうも、それをちゃんと見た上で質問されているということは全然感じられなかったということで、何のためのヒアリングがよく分からなかったところがございました。

ということで、最終的な結果については、当然アンケートで出した設問に対する

回答、それから意見等々は区のほうが責任を持ってきちっとそれを取り上げていただく、検討していただくということだと思いますけども、その点はぜひよろしくお願いしたいし、ヒアリングのやり方をもう少し工夫していただかないと、出したものをその場で一々聞かれるだけで終わってしまうのは、時間の無駄というふうに感じましたので、その点の改善をお願いしたいと思います。

以上です。

【高山会長】 高山です。平松委員、ありがとうございました。今のことについて、事務局のほうから御説明ございますでしょうか。

【大江障害者施策課長】 はい、事務局です。まず、調査の、特に団体ヒアリングというところで、その手法、やり方についてということで御意見をいただきました。区としましては、事前に出していただいた調査の内容の趣旨を深めるために、再度お聞きしたりですとか補足をお聞きする形でその調査票の中身を深めていく、そうした意味合いでヒアリングをさせていただいたところがございますけれども、平松委員の実際に受けた立場としての御意見を踏まえて、ちょっと次回以降については、そのヒアリングのやり方については検討してまいりたいと思います。

また、いただいた御意見、御要望等につきまして、1件ずつ区のほうで回答していくということには行わないのですけれども、いただいた意見、要望を踏まえて、計画策定の作業を進めてまいりたいと思います。御協力ありがとうございました。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。平松委員、よろしかったでしょうか。

【平松委員】 よろしく願いいたします。

【高山会長】 ありがとうございます。

では、杉田委員、お願いいたします。

【杉田委員】 こんにちは。区民委員の杉田でございます。よろしくお願いいたします。

アンケートの回答率について、現時点でお答えいただける事項があれば教えてください。先ほどの御説明の中で、障害者自身、それから障害者団体からの回答率が、前回と比較してそれぞれ5ポイント以上、10ポイント以上低下しているということでちょっと驚いておるんですけれども、詳しい分析はこれからだという御説明がございましたが、現時点で何かしら大きなポイント低下だと私は認識しているんで

すけれども、その原因として仮説できるようなものがもしあれば、御説明いただければと思います。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。では、事務局のほうからお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 まず、回答率については、先ほど御説明をした率のとおりなんですけれども、障害者児本人に対して行った調査の中で、障害種別ごとの回収率をお伝えしますと、身体障害が52.3%、知的障害が41.6%、精神障害が35.8%、難病が32.4%、そして障害児が46.0%となっております。

前回と比べて回収率が下がっている要因というところで：先ほど御説明したところでも、まだ分析を検証しているところではないので、推測というところでは、調査項目数が前回よりほぼ同じかちょっと多めの調査項目数になって、調査回答の高負担というところを感じられる方が多かったのではないかと。または調査の項目そのものの回答が難しく感じられて回答を諦めてしまうような方もいらっしゃったのではないかと。または当調査の回答方法として、現在、パソコンのオンラインで回答ができるようになってきておりますけれども、本調査については、まだその対応ができておらず、郵便での対応ということになっておりましたので、調査の回答方法についても一因があるのではないかとというふうに考えているところでございます。

【高山会長】 ありがとうございます。杉田委員、何かございますでしょうか。

【杉田委員】 御回答ありがとうございます。また、詳しい分析結果が出ましたら、御説明のほうをよろしくお願いいたします。

【高山会長】 ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

【高橋委員】 障害者団体の高橋と申します。今、実態調査ということでお聞きしたんですけども、その間に、身体障害者に返事が52%と言われたんですけども、これは障害者にもいろいろあるかと思うんですけども、私の江身連では誰1人来ているとは言わないんですけども、たまたまこういう状態の、コロナでそんな集まる時間はなかったんですけども、何かあれば何人かが電話、来ているわよという感じで言うんですけども、選び方はどういう感じで選んでいったらと言ったらおかしいんですけども、無作為だろうと思うんですけども、すいません。

【高山会長】 ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 まず、調査対象となる方については、委員御指摘のとおり無作為で抽出をしております。身体障害であれば、身体障害者手帳をお持ちの方で、無作為に区のほうで抽出をした方、1,200名という方に配付をしたところでございます。それで、高橋委員のほうに来たわよみたいな連絡がなかったというのは、身体障害者手帳をお持ちの方は1万6,000人ぐらいいらっしゃったので、その中の1割弱というところから、来たという方がいなかったのかなというふうに思われるところでございます。

以上です。

【高橋委員】 すいません。例えば身体障害者と言っても、そこには聞こえない方も入っていれば盲人さんも入っている、重度の方もいらっしゃるんですけども、それぞれいるんですけども、そういう団体というのは、例えば知的は分かります。知的の人たちは知的から選ぶというのは分かるんですけども、そういう、我々のように何種類、何種類かと言ったらほかの人に失礼に当たるんですけども、何種類かの団体が寄り集まっているというのは、やっぱりちょっと外れるのかしらとか、それとも住所とか、例えば手帳のナンバーとかそういうのを見てお出ししているかなとは思うんですけども。話を聞いていけば、そうなの、来ているんだ、うんとか何とかという話が出るんですけど、一切そういう話が、今コロナで会合もやっていませんので、集まる機会はないんですけども、ただ、それぞれ皆さん電話番号とか知っていれば、何か連絡があるのかなと思ひながら。すいません。

【高山会長】 ありがとうございます。事務局から何か補足でございますか。お願いいたします。

【大江障害者施策課長】 ちょっと私どもとしても原因は分からないところですけども、身体障害の中でも 例えば視覚障害、聴覚障害、そのほかの例えば肢体不自由とかについては、一定数の調査回答が得られるように、同じ身体障害の中でも視覚障害の方は何名以上抽出するというような形ではやっているところがございます。

【高橋委員】 分かりました。すいません。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。

この実態調査についての御質問等はよろしいでしょうか。正式な全体の報告というのは次回以降ということになると思いますし、また、今回の結果を踏まえて、次

回以降の調査の方法等についても、また検討の材料になっていくかなというふうに思いますので、また皆さん方からも御意見賜っていきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議事に進みたいと思います。よろしく願いいたします。

議事（２）基幹相談支援センター（素案）及び障害者福祉センター（素案）について

【高山会長】 2番目の議事ですが、基幹相談支援センター及び障害者福祉センターについてです。こちらも、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 前回協議会におきまして、区からの報告として、計画策定を来年度に控え検討を進めていかなければならない案件として、5つの課題をピックアップして報告をさせていただきました。その中で、基幹相談支援センターと障害者福祉センターについては、11月までに区として素案をまとめることと整理されていたところございまして、今回、素案を説明させていただくということでございます。

それでは、画面共有をさせていただいている資料2-1を御覧ください。まず、基幹相談支援センターについてとなります。

経緯については、先ほど説明したとおりとなります。

素案の欄となります。まず、1番、設置場所についてですけれども、扇橋3丁目にある障害者福祉センターに設置したいと考えてございます。

2番、設置概要の（1）設置方針及び実施業務ですけれども、区が設置する基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割を果たすため、①地域の相談支援事業所に対する指導助言・人材育成などの支援、②困難事例を中心とした総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制を築き、誰1人取りこぼさない共生社会を実現することを設置方針としてございます。なお、具体的な設置詳細については、今後検討を進めてまいります。

次に、（2）の基幹相談支援センター設置後の相談支援体制の各役割についてです。

まず、区ですけれども、基幹センターがその役割を十分に果たせるよう運営を主導するとともに、定期的な運営状況の把握と評価を行います。基幹センターは、困難事例への対応と、相談支援専門員の能力向上に努めていきます。民間の相談支援

事業所は、相談対応力を高め、より多くの障害者の相談支援を行い、障害者の地域生活を支えると整理したところでございます。

3番、今後のスケジュールですけれども、障害者福祉センターの大規模改修後の令和7年度内に基幹センター設置・運営開始を予定しております。

続いて、資料2-2の障害者福祉センターについてでございます。画面共有するまで少々お待ちください。

素案の欄を御覧ください。1番、こども発達扇橋センター移転ですけれども、こちら、決定事項の報告となります。現在、障害者福祉センター1階に設置のこども発達扇橋センターは、施設が狭く、通園希望者が増えていることから、亀戸一丁目にある亀戸第二児童館跡地に移転することとなりました。児童館が令和5年3月に閉館となり、令和6年6月までに工事を実施し、令和6年9月頃に引っ越し・運営開始を予定しております。

続いて2番、大規模改修後の施設の在り方についてです。まず、(1)基幹相談支援センターの設置ということで、こども発達扇橋センターの跡地に基幹相談支援センターを設置いたします。詳細は、先ほど説明をさせていただきましたので、省略いたします。

(2)の既存機能の充実・改善案です。大規模改修に合わせ、充実・改善を検討する項目として、アからウの3点を挙げております。1点目が、通所自立支援事業についてです。障害者福祉センターにある通所機能のうち、生活介護については、重度化等に対応できる機能の新設と、安全性の観点から通所スペースの拡張、レイアウト変更を検討いたします。また、就労継続支援B型についても同様の内容で検討をまいります。

続いて2点目の展示スペースですが、1階にある談話コーナーを拡張し、自主生産品や障害者アートを展示できるスペースを設けたいと考えてございます。

3点目が、入浴サービス事業の機械入浴についてです。障害特性や自立状況に応じた様々な入浴サービス提供体制を整えるため、入浴設備の充実を検討いたします。

裏面を御覧ください。(3)の既存機能の見直し案についてです。

2点挙げてございまして、1点目は生活実習室になります。現在、調理実習室と作業実習室がありますけれども、利用状況や今後の事業展開を考え、様々な用途に利用可能な多目的室への転用を検討いたします。2点目として入浴サービス事業の

リフト・家族入浴・自力入浴についてです。先ほど述べた機械入浴の充実に併せ、現在の利用状況も踏まえ、在り方を整理したいと考えてございます。

障害者福祉センターについては、今後、設計、工事に進んでいくため、建築上の制約や予算上の制約なども予想され、今申し上げた内容が全て改修で実施できるとは限らないところですが、障害者福祉の中核的な施設として、改修後20年を見据えた施設改修を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

【高山会長】 高山です。御説明ありがとうございました。基幹相談支援センター、それから障害者福祉センター、いずれも、今後の江東区の障害者福祉にとってとても重要な機能になっていくということになると思いますので、これにつきましても、皆さんから御意見あるいは御質問等をお聞きしていきたいと思っております。いかがでしょうか。

中山委員、お願いいたします。

【中山委員】 すいません。障害者センターの移転、移動に伴っての不安点といまishょうか、問題点といまishょうか、視覚障害者にとって点訳、音訳は必須かと存じます。それに伴って、今現状として、点字での資料作成は点訳グループに依存しているところがあり、障害者センターでの点訳、点字プリンターの利用となっていますが、移転中は潮見にという話だったんですけれども、やはりとても不便であるということ、私たちのほうからも、また点訳者のほうからも出ております。それで、区役所では、障害者支援の観点から点字のプリンターを入れようと、点字の印刷は区役所内で解決しようというお考えはないのでしょうか。正直、普通のプリンターは区役所内にあるのに、点字のプリンターは1台も区役所で保持していないと。全て、図書館であったり障害者センター、まして民間委託になってしまっている図書館や障害者センターで確保していて、点字のプリンター、点字のシステムを区役所が保有していないというのは、今後、今20年という話を考えたら、持っていないということはどうなのかということの疑問を持っておりますが、いかがでしょうか。

【高山会長】 ありがとうございます。では、事務局のほうから説明お願いいたします。

【大江障害者施策課長】 点字プリンターの設置場所というところでございます

けれども、区の考え方としましては、点訳作業を行う場所に設置をするということで、現在は障害者福祉センターと、あとは亀戸図書館に設置をしているところでございます。

【中山委員】 すいません、説明が途切れていて、聞こえていないです。

【大江障害者施策課長】 聞こえますでしょうか。

【中山委員】 冒頭から。

【大江障害者施策課長】 聞こえなかったというところですので、初めから御説明をしたいと思います。

点字プリンターの設置の考え方についてですが、点訳作業を行う場所に設置をするという考え方でございます、現在は障害者福祉センターと亀戸図書館に区として設置をしているところでございます、今回の障害者福祉センターの改修後についても同様の考え方でございます。

ですので、今のところ江東区役所内に点字プリンターを設置するという考え方は持っていないところでございます。

以上です。

【中山委員】 それは、正直言って、なぜですか。点字の印刷物に関しては区は責任を持たないということですか。

【大江障害者施策課長】 事務局です。よろしいでしょうか。

【中山委員】 お願いいたします。どうぞ。

【大江障害者施策課長】 点訳をするということについて、区の業務の1つでございますので、当然責任を持ってやるところでございますけれども、実際に点訳作業を行う場所にプリンターを設置することが望ましいというふうに区では考えてございまして、障害者福祉センターと亀戸図書館に設置をするという考え方でございます。

以上です。

【中山委員】 それは、逆な言い方をすれば、点訳作業をするのは障害者センターや亀戸図書館なんですか。点訳作業自体は、別に図書館ではなくても区役所でもいいのではないかとというふうに、特に支援課で即行でできるというメリットがあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【大江障害者施策課長】 事務局です。よろしいでしょうか。

【高山会長】 お願いいたします。

【大江障害者施策課長】 今のところ、区では区役所内で点訳作業を行うということは考えておりませんが、中山委員の、そして御指摘を受けて、区としてどのような点訳の作業の在り方、プリンターの設置の仕方がいいかについては、検討してまいりたいと思います。

以上です。

【中山委員】 いいですか、先生。

【高山会長】 はい、どうぞお願いいたします。

【中山委員】 個人的なものに対しては、今までどおり点訳サービスという形でいいかと思います。ただ、区役所から発行されているようなものを、できれば区役所の内部で解決すべきだと私は考えます。非常にそれに対する点訳ボランティアさんの労力、ボランティアであるということに問題もあるかと思うんですが、そこに区が全く立ち会わないということも問題かと思うので、今各役所、特に裁判所などでは各裁判所に1台ずつ点字のプリンターが置かれている時代ですし、区役所の中に1台ぐらい点字のプリンターを置いていただくというのは、普通の一般の活字のプリンターがない状態でいろんなことを作業しているという状態だと思うので、そこは予算を立てていただいて、1台ぐらい点字のプリンターを置いていただければ、例えば、今後、住民票の点訳、戸籍抄本の点訳、戸籍謄本の点訳なんていうものは、これから出てくる可能性があると思うんです。そんなときに、区役所ですぐ点訳してもらえると、そういうシステムはもう出来上がっていますので、その辺を考えていただいて、1台ぐらい予算として立てていただきたいというふうにとっております。

これは、要望として、継続審議で今結論いただく必要ありませんけれども、今後20年ということ考えたときに、それぐらいの意識を持っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。今の御意見は、障害者福祉センターの移転に当たって、その移転の作業中だけではなくて、その先のことも見据えての御意見ということでお聞きしていきたいと思います。ありがとうございます。

では、杉田委員、お願いいたします。

【杉田委員】 杉田でございます。新センターの設備投資に当たって御検討があれば教えていただきたいんですが、ICT関係、情報通信関係について、現行とは異なる、アクセシビリティがより向上されるような御検討事項があれば教えてください。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。では、事務局のほうでお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 まだちょっと具体的な設備の設計のところまでは行っていませんので、ちょっと今お答えできるというところはないところでございます。今後設計をしていく中で、そうしたアクセシビリティの関係上、ICT機器の導入というものについては、話は出てきようかなと思いますけど、今のところは御報告できるところはないところでございます。

【高山会長】 杉田委員はいかがでしょう。

【杉田委員】 杉田でございます。現行具体的なものがないことについては、承知をしました。

ただ、今後20年ということですので、特に我々視覚障害者にとっては、アクセシビリティの確保が非常に重要な課題になりますので、より現実的、具体的な施策を御検討いただきたいとお願いします。

以上です。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。障害のある方のアクセシビリティのことは、新たに法律ができてきているという、そういった背景もありますので、ぜひ、そのことを踏まえた検討をということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。平松委員、お願いいたします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけども、基幹相談支援センターがようやく実現にできるということで大変喜んでおりますが、令和7年度に運営開始となっておりますが、具体的な内容について、精神障害はもちろんですが、身体、知的も含めて、あらゆる障害に対して対応できるということが必要ということで、もともと1か所では不十分だろうということでしたが、区のほうとしては、取りあえず1か所つくって、その後必要があればというようなことで以前に回答を得ておりますが、まず、中身の問題で、今出ている資料だけでは、まだ具体的ところが全然、

どう運営されるのかというのがはっきりしていないので、各障害に全部関わるわけですから、これから先の議論として、いろんな精神、知的、身体、その他も含めた、そういう関係団体、障害者団体等も含めた形での検討が必要ではないかというふうに思っておりますが、その辺については、7年度までにどのようなスケジュールで検討は進んでいくかということをお教えいただきたいと思っております。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。事務局から、今後の予定についてお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 平松委員、御意見ありがとうございます。設置詳細については、今後検討ということで御説明をさせていただいてございますけれども、今年度末から令和5年度にかけて、その詳細の検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

当然、その検討の中では、自立支援協議会の地域生活支援部会、それから精神部会等にも御意見を諮りながら、実際の事業所で専門員として働いている立場の御意見も十分にお聞きしながら、基幹相談支援センターの設計詳細というものを詰めていきたいというふうに考えてございます。御協力をお願いしたいと思います。

【高山会長】 平松委員、いかがでしょうか。

【平松委員】 よろしくお願いいたします。

【高山会長】 ありがとうございます。

ほかの皆様はいかがでしょう。

【大江障害者施策課長】 伊藤委員から挙手が挙がっています。

【高山会長】 伊藤委員、お願いいたします。

【伊東委員】 資料の2-1の、基幹相談支援センターの資料の見方についてちょっと教えてもらいたいんですけども、2の設置概要の(2)の表なんですけれども、主体として区と基幹支援センター、それから支援事業所というふうに3つに分かれているんですけども、基幹センターについては、ほかの自治体なんかを見ますと、自治体が直接運営しているところもあるわけなんですけれども、この表の見方では、主体がこの基幹センターと区というのは分かっているわけなんですけれども、これは、将来的に江東区の場合は基幹支援センターを区が担わないというところを意味しているのかどうかというのをちょっと確認したいんですけども、よろしいでしょうか。

【高山会長】 ありがとうございます。では、事務局のほうから説明お願いいたします。

【大江障害者施策課長】 23区内でも、基幹相談支援センターを設置しているところは20区ということで、その20区の設置の状況、運営の主体というところもリサーチしてございますけれども、委員御指摘のとおり、区が直営で基幹センターを運営しているところ、または業務を委託で行っているところ、または障害者福祉センターのような指定管理で指定管理業務の一環として行っているところ、またはそれらを組み合わせた形と、いろいろな形態がございます。

区のほうの運営主体につきましては、まだ設置詳細の中で検討を詰めていきたいというふうに考えてございますけれども、委員御指摘のとおり（2）の役割の中で見ますと、業務委託を前提としたような書き方になってございますけれども、まだそこは未確定というふうに御理解いただければと思います。

【伊東委員】 分かりました。ありがとうございます。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。

ほかはいかがですか。会場のほうで御意見ある委員の皆さん、おられないようですか。大丈夫でしょうか。分かりました。

それでは、これについては、また引き続き、この検討推進会議の中でも、協議会の中でも御報告いただくという理解でよろしいでしょうか。よろしくをお願いいたします。

それでは、次の議事に進んでまいりたいと思います。

議事（3）障害者計画等の計画期間の見直しについて

【高山会長】 3つ目は、障害者計画等の計画期間の見直しについてということですので。こちらにつきましても、事務局から御説明お願いいたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、障害者計画等の計画期間の見直しについて御説明をいたします。

資料3-1を御覧ください。まず、1番、現行法における計画期間についてでございます。（1）の障害者計画につきましては、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画となっており、国は計画期間を5年間としておりますけれども、市町村障害者計画の策定時期・期間等については、地域の実情に応じて、各地方自

自治体が決定することができるというふうにされてございます。また、自治体の判断で、障害福祉計画と一体のものとして策定することができるということもされておりまして、本区においては、6年間の計画期間としているところでございます。

続いて、その下の(2)の障害福祉計画については障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、障害児福祉計画については、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として策定をしておりますが、本区では、国が策定する基本指針に基づき、3年間の計画期間となっております。

次に、2番、国における検討状況についてでございます。

(1) 令和3年の地方分権改革に関する提案募集において、障害者基本計画の計画期間を5年間から6年間に延長すること。または、障害福祉計画・障害児福祉計画を、障害者基本計画と同じく5年間または6年間とすることとの提案が地方からあり、国は、令和4年度中に結論を得るということで国において議論が進められているところでございます。

その下の2番の(2)の直近の国の検討状況のうち、障害福祉計画・障害児福祉計画を所管する社会保障審議会障害者部会の対応方針案においてですけれども、計画の期間は3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定、制度改正の影響の有無を考慮して柔軟な期間設定を可能とするとしております。ただし、3年に1度、国の指針が改定された時点で、調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間中であっても見直しを行うこととしてございます。

その下の(3)にあるとおり、国での審議が続いておりまして、年明けの3月には一定の結論が国から示される予定となっております。

こうした国の動向を踏まえて、3番、本区の対応ということになりますけれども、特に障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間について、現行の3年間を継承するのか、それとも障害者計画に合わせるのかなどの検討を現在区において進めてございまして、来年度になる第1回の協議会において、区から方針案をお示ししたいというふうに考えてございます。今回につきましては、計画期間について国の見直しの動きがあることを委員の皆様にご認識していただいた上で、計画期間に関して広く御意見を伺えればということと考えてございます。

あと、資料ですけれども、資料3-2につきましては、国の障害者政策委員会の計画期間の見直しに関する資料となっておりますので、後ほど御覧いただければ

と思います。

説明は以上となります。

【高山会長】 高山です。御説明ありがとうございました。国のほうでも、この2つの計画について計画期間の検討をしているということですので、区としてもそれを踏まえて検討して、来年度の初回には方針をお示しするという予定ですという御説明だったかと思います。委員の皆さんのほうからは、何かこれについての御意見、御質問等ございますでしょうか。お願いいたします。会場の委員の皆さんからも御意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

これにつきましては、作業上の手間というか、整合性をつけていくのがどの自治体も苦勞されている面があったかというふうに思いますので、江東区としても、今後の国の方針を見据えて、合わせて今後どうしていくかという案を示していくということかと思います。

よろしければ、いいですか、この議事については。大丈夫でしょうか。

事務局からも特に補足ございませんか。

【大江障害者施策課長】 特にございません。

【高山会長】 ありがとうございます。

議事（4）その他

【高山会長】 それでは、3つ目の議事が終わりましたので、基本的には、今日、御準備していただいている議事は以上ということになりますが、その他として、委員の皆さん、あるいは事務局のほうから何か追加で御検討いただくべき、あるいは御意見いただくべきことがありましたらお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。平松委員と中村委員の挙手がありましたので、平松委員、中村委員の順にお願いいたします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、全般的なことで2点だけ。

1つは、今までの基幹相談支援センターとか、それから今の計画の見直しの期間とか、それにも関わるんですけども、私、計画等推進協議会、それからあと自立支援協議会、どちらも設立時からずっと参加させていただいておりますが、東京都の資料なんか見ると、区によっていろいろですけども、計画推進協議会ないしは自立支援協議会の議論が、ほかの区に比べると若干低調ではないかなというふうにつ

と感じております。

1つは、区のほうも大変でしょうけども、区内での案をつくって、それで御意見を伺うという形で年に二、三回、大体2回ですか、やっているという感じになっていきますよね。もう少しいろいろと計画を練る段階から、もっといろんな団体、関係機関等の意見を取り入れて作り上げていくという方式にしていったほうがいいのではないのでしょうかというふうに前々から思っております。これは運営の問題です。

それからもう一つ、共生社会というような形で、障害のあるなしに関わらずということと言われておりますけども、今のところ、これは、障害計画と自立支援協議会ですから、障害分野に限定されているわけですよ。でも、実際に地域でのいろんな課題を解決していくということになると、そういう障害だけに限定してできる、それでやる、やらなきゃいけないこともあるんですけども、それに限定してはなかなか進まない。例えば、高齢者の人とか児童も、それから、いわゆる障害者ではないけども、生活困窮とかいろんな方々です。そうすると、福祉部全体としての取組、ないしは福祉を超える部分もあるかも分かりませんが、そういう仕組みを江東区としてもつくっていく必要があるだろうと。共生社会を実現するのに、障害分野だけでどうしようということは限りがあると思っております。

だから、そういうことで、例えば具体的に現実的な課題としては、精神障害の方で、親が高齢になって親が子供の世話をして、その親が高齢になって認知症になったというような場合とか、そういうケースは幾らでも出てきている、それは御承知だと思っておりますけど、とすると、長寿サポートと連携して解決していかなければいけない。個別ケースについては、それは既にやっております、いろいろ連携して。だけど、そこの地域で、高齢者、障害者も含めて、そこの地域としてどう取り組もうかというような連絡協議という場がない。一緒にやりましょうといっても、区の承認が要ると。例えば、この間シンポジウムやりましたが、シンポジウムにシンポジストとして長サポのほうにお願いしたら、区の許可がないと返答できませんと言われたと。それから、個別ケースに関して検討するのはいいけども、ケースから広げてそこの地域の課題ということみたいな形での連絡や、定例提携していくそういう場を、協議の場を持つということは、これはやはり区の許可が要るので今のところはできませんというふうに言われておりますと。

その辺のところを、何とかもう少し、地域の障害だけに関わらず、いろんな団体

と協力して、その地域を共生社会の実現に向けて協力していくというふうにしていく必要が、今後ますます出てきているのではないかなということ、これは今後の課題として、区のほうも、福祉部としてというか福祉を超える場合もあるでしょうけども、含めて、そういう方向に向けて検討していただきたいし、現場のほうはそういう形でいろんな形で連携していますので、そういうことをもっと区としてもバックアップするような形をつくっていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。御意見ということだったかと思えますけれども、今の御意見について、何か区のほうとして、新しい動きとか現在の動きでもいいんですけど、何かございますでしょうか。

【大江障害者施策課長】 まず、計画の策定プロセスの話だと思いますけれども、区のほうとしては、障害者団体、事業者の方々からも御意見を伺って、そうした意見を踏まえて施策に反映し、計画をつくり上げていくということで、団体ヒアリングですか実態調査、または自立支援協議会のほうでは提言をいただいて、それを踏まえて計画化しているというところがございますけれども、なかなかそれが施策と結びついていない、見える化が図られていない不透明なところもあるというところも、区としても認識しているところでございますので、来年度の計画の策定作業の中で、そうした障害者福祉のステークホルダーの方々からの御意見や要望、または改善の御提案について見える化を図れるような計画化の作業というものを検討してまいりたいと考えてございます。

あと、2点目のほうですけれども、当然計画策定の中で障害分野だけでは解決できないということで、今年度、区では、障害だけでなく、各福祉分野の上位計画に当たる地域福祉計画を策定したところでございます。

その中で、当然、例えば8050問題などの重層的な相談支援体制の構築というものも区の課題として位置づけられておりまして、障害だけでなく高齢、子供、それから生活保護など、各福祉分野が集まった会議の中で、そうした検討も行ってございます。そうした中身についても、来年度策定する障害の計画の中で組み込んでいければというふうに考えているところでございます。

また、実務的な長寿サポートセンターとの連携というところで区の許可というも

のが必要でなかなか進まないといった実態については、手前どもの高齢部門にも、そういった御意見があるということを伝えていきたいと思います。

以上です。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。平松委員、よろしかったでしょうか。

【平松委員】 よろしいですか。検討を区内で進められているということは大変結構なことで、それはそれでやっていただきたいんですけど、現場は既に、実際にそういう事例がたくさん出ているわけですから、始めているわけですよね、そういう動きを。それと、区の中だけでのそういう検討とか、そこがなかなかつながっていないんじゃないでしょうかねというのが実感なので、その辺をお互いに連携してというか、そうやって作り上げていくということに力を入れる必要があるのかなという、私の感想でございます。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。この協議の場は、基本的には計画についての協議の場ですけれども、平松委員冒頭でおっしゃっていました自立支援協議会の在り方とも、もちろん関係してくることだと思います。自立支援協議会、法律上の協議会という名称だと思いますけど、こちらのほうにつきましても、社会保障審議会の障害者部会がこの6月にまとめた報告書の中で、今後の協議会の在り方ということで数ページにわたって意見が出ていたかというふうに思います。やはり形骸化というのはどこの自治体でも課題になっているということがあるかと思えます。なので、この会議を超えるところですので、私が言うことではないんですけども、併せて新年度に向けて、この協議会の在り方も、計画検討の会議体の在り方と一緒に御検討いただくことが必要なのかなというふうに思いました。これは私の感想です。よろしくをお願いします。

すいません、お待たせしました。中村委員、お願いいたします。

【中村（幸）委員】 ゆめグループ福祉会の中村です。よろしくをお願いします。

質問とか感想とか、ちょっと二、三お願いしたいんですけども、障害者福祉センターが大規模改修に伴い、予定を読ませていただくと、入浴サービス事業、機械入浴が増設されるということは充実されるのかなというふうに率直に感じておりますけれども、身体障害の重たい方が、なかなかおうちでのお風呂をすんなり入れない方が多い中、非常に私どもの法人の利用者の方もたくさん利用させていただいて、

夏場は特に週3回ぐらい入れたらいいのになと思う方も週2だったり週1だったりという方が今いらっしゃるので、この辺が充実されるととてもうれしいなど、まず思いました。

それから、障害者センターのほうの業務委託というか外部委託されるというふうに聞いていたと思うんですけども、その辺の進捗状況とか見通しとか、もし何か分かっていることがあったらお聞きしたいと思います。

あと、大規模改修に基づいて、いろいろな中身が、設備とかが変わってくるんだろうなと思うんですけども、実はこの新型コロナウイルスも3年目ですけども、まだ第8波と言われる中で、いろいろ皆さんも御尽力されていると思うんですけども、障害を持った方たち、当事者の方が陽性になった場合の、特にグループホームにお住まいの方が陽性になった場合の避難場所がなくて、グループホームの中で隔離できないんです、どうしても。それ、どこのグループホームの方も皆さん苦勞されていると思うんですけども、ある程度精神の方や身体の方でも、軽度の方ならホテル療養とかも可能な方が、1人でできる方もいるかもしれないけれども、障害を持った方がお一人でホテル療養というのはなかなか厳しい。特に知的障害の人の場合は、介助者がいないととてもできないような障害の方も多いので、とても苦慮しました。手当だっけ、そんなのをつけてくれてはいるけれども、手当じゃなくて場所を確保してほしいなと切に思いました。なので、ここの大規模改修に伴い、そういう緊急避難というか、今後また未知のウイルスが出てきたときに、もっとコロナよりもひどくなるようなことも想定しておいて、建てるときにそういう避難場所みたいな、支援者も一緒に避難できるようなところが予定の中に最初に入れていただけるといいなと思いました。

それと、ちょっとつまらないことと言ってはいけないのかもしれないんですけど、基幹相談支援センターの設置概要の文章で、何か引っかかっちゃうんですけど、誰1人取りこぼさない共生社会と書いてあるんだけど、取りこぼすという使い方が、人に対して嫌だなと、私、すごいずっと感じてて、もっと何かいい言い方がないのかなと思いました。さっき、平松委員がおっしゃったように、障害者だけではなく、もっとユニバーサルな考え方で、どなたかいい案があれば、この文章をちょっと見直しできたらななんて個人的に思いました。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。御意見、一部御質問もあったかと思えます。事務局のほうからお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 障害者福祉センターの業務委託の状況というお話あったかと思うんですけども、そちらは指定管理者、運営者の変更の話ということでしょうか。

【中村（幸）委員】 はい。

【大江障害者施策課長】 指定管理者が、現行、江東区社会福祉協議会が担っているわけですが、来年4月から指定管理者が変更になるということで、10月に新たな指定管理候補者である社会福祉法人敬心福祉会という法人が決定をしまして、11月から、業務の引継ぎに、現にセンター内に職員が今10名入って引継ぎを行ってございます。そのまま引継ぎの作業を進めまして、来年4月からは新たな指定管理者が障害者福祉センターの運営を行うということで、今のところ順調に推移しているという状況でございます。

それから、コロナの関係のグループホームの利用者の中でコロナ患者が発生したときの対応というところで、区としても大変悩ましいというところで、具体的に隔離する、または場所の確保ということが今できていないというところで、課題と考えてございます。入院するというところも、選択肢として、保健所とも調整を図るところもあるんですけども、なかなかグループホームの利用者の方がコロナ感染をするというときには、すごい波が来ていて、本当に重症者ではないと入院も難しいというような状況もあって、これまでのコロナ感染の中では、やはりグループホーム内で隔離をする、または御家族の元へ返すというような対応でやっているというのが現状でございます。区としても課題として認識をしているというところでございます。

最後は、基幹相談支援センターの資料中に「取りこぼさない」という記載についての御意見でございますけれども、SDGsの中で出てくるお言葉を捉えて記載をしたところでございますけれども、様々な御意見を踏まえて、言葉の使い方、表現の仕方については考えてまいりたいと思います。

以上です。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。中村委員、何かございますでしょうか。

【中村（幸）委員】 コロナの陽性の方とか軽症の方とか、特に軽症の方とかの避難場所、グループホームにいる方だけではなく、御家族も高齢だったりすると御自宅に帰れない、本当に行き場がなくてゾーニングができないという板挟みはずっと続いていたので、ぜひとも、東京都が、大田区と足立区でしたっけ、あと多摩地区のほうにも何か所かつくると言っていましたけれども、ぜひ江東区内で、そういう身近に行けるところを前向きに検討、今後もしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。

ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。私がちよっと時間で区切ってしまったので、先ほどの議事のところで御質問、御意見等お伝えいただけなかったことがありましたらお聞きしていきたいと思いますが、いかがでしょう。

今日、全員の方に御発言をと思っていたんですけども、ちよっと時間的に厳しいんですが、御発言いただいている方で、何かございましたらぜひお聞きしたいと思います。いかがですか。加藤委員、お願いいたします。

【加藤委員】 区民委員の加藤です。本日もありがとうございました。

私のほうからは、2つ、意見を述べさせていただきます。

1つは感想で、今日の議事内容に当たるもので、時間があつたので発言させていただいたんですが、一番最初に説明されていたアンケート結果のまとめについて、回答率の低さに正直驚いたのが印象としてありまして、うちのほうにもアンケートが来たんです。来て実際回答したんですけども、私の個人的な感想としては、いきなり大がかりな封筒が来て、ぺらっとめくったら小さな字で何ページにもわたっているアンケートというのは、やはり負担を感じる印象がありました。こちらの場で精査した内容がすごく反映された質問構成になっていたのも、それは非常に分かりやすくなってありがたかったです。今回、回答率が低かったことについて、ぜひ可能であれば分析をしていただきたくて、回答率を上げていただくために、昨今の傾向として、うち、子供が4人いて、療育施設とかいろんなサービスを利用している中で最近持っている印象として、こういうアンケートとかも、紙ではなくてグーグルフォームとかで、割と手軽に公的な団体から依頼されることが増えている印象を持っています。スマホで時間があるときにリンクを開いて、子供を寝かしつけながらで回答できたりとかすると、やはり手軽なので、私もすぐ回答したりする

んですけれども、どうしても紙を開いて、しかもそれが何ページにもわたって、途中ちょっと質問の意図が分かりにくいところもあったりすると、もしかしたらそこも回答率の低下に影響を与えているんじゃないかなという印象を個人的に持ちましたので、ぜひ、たくさんのお返事を集めてこそ意味があるアンケートだと思っておりますので、その辺りの分析をぜひお願いしたいと思います。

すいません、アンケートのお話ししたら、もう一つ言おうとしたことが飛んでしまったので、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

【高山会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。会場の委員の皆さんも、御意見等よろしいですか。

〔 閉 会 〕 午後3時00分

【高山会長】 それでは、以上で議事が終了したということでよろしいでしょうか。時間ももう間もなく3時になります。

今後の予定などについて、事務局から御説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【大江障害者施策課長】 それでは、配付資料の中で意見シートをお配りしてございます。本日の議事の中で御意見等がございましたら、今月26日月曜までに事務局宛てメールまたはファクスで御提出いただければと思います。

なお、前回いただきました御意見の回答につきましては、資料参考の2を添付してございますので、そちらを後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上となります。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。今日十分に御意見いただく時間取れませんでしたので、特に御発言のなかった委員の皆さんからは意見シートでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次回の計画等推進協議会ですけれども、2月が今年最後のということで御予定いただくことになるかと思いますが、日程につきましては、改めて事務局のほうから御連絡いただくということでよろしいでしょうか。2月のどこかで、また皆さんにお会いしたいというふうに思っております。

事務局のほうからほかに何かございますでしょうか。

【大江障害者施策課長】 特にはございません。

【高山会長】 分かりました。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会、閉会とさせていただきますと思います。お忙しい中御参加いただきまして、また、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

— 了 —